

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する 法律案について (平成20年3月7日閣議決定)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

今回の法改正

参考資料2

現行温対法

京都議定書目標達成計画

- 地球温暖化対策推進の基本的方向、各主体の講ずべき対策等について定める**京都議定書目標達成計画**を策定

地球温暖化対策推進本部

国・都道府県・市町村の実行計画

- 国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- 一定規模以上の事業所について**温室効果ガスの排出量を算定**し、**国に報告**することを義務付け、国がデータを**集計・公表**

京都メカニズムの取引制度(登録簿)

- 京都メカニズムクレジットの取引ルール、取引の保護

(全国・都道府県)地球温暖化防止活動推進センター 地球温暖化防止活動推進員

排出抑制等指針の策定

事業活動に伴う排出抑制

- 高効率設備の導入
- 冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等

日常生活における排出抑制

- 製品等に関するCO2見える化推進
- 3Rの促進等

都道府県・一定の市による地域の計画策定

- きめ細かい取組を推進
- 他の地域計画との連携

事業者、フランチャイズチェーン単位での報告

- 業務部門を中心に対象を拡大

CDMクレジット等の活用促進に配慮

植林CDMの活用のための手続を整備など

一定の市による推進センター設置

衆議院による修正(4月25日衆議院通過)

- エネルギー供給や事業に伴うCO2排出量の見える化
- ライフスタイルの改善の促進等



排出抑制等指針

事業に伴う温室効果ガス 排出抑制のための指針

排出抑制の対策メニュー

- ・ 機器、設備等
(ex 高効率の冷暖房機器、製造施設等の導入)
- ・ その使用方法
(ex コンピュータ等オフィス機器、照明等の使用方法改善)

排出原単位の望ましい水準 (ベンチマーク)

日常生活に関する排出抑制 のための指針

事業者求められる措置

- ・ 期待される製品・サービス
や情報提供の在り方
(ex 省エネ製品の開発、CO2見える化)
- ・ 国民の取組を支援するサービス
(ex エコポイント等国民の取組を支援する新しいサービス)

事業者の努力義務

事業に伴う温室効果ガス排出抑制

国民の取組に寄与する措置の実施

- ・ 事業者に対する助言
- ・ 自主行動計画の実行促進

業務分野等の事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減

家庭部門における温室効果ガスの排出削減



自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定(現行法第21条)

地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定(改正法案第20条の3)

地方公共団体実行計画

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定
・庁舎・施設の省エネ対策 等
(現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定)

以下についての計画策定
・自然エネルギー導入の促進
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善

都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映(改正法案第20条の3)

赤字の部分が今回の拡充内容

地方公共団体実行計画協議会による策定協議・実施の連絡調整

関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画(改正法案第20条の4)

国による支援

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力(改正法案第24条)